

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

せいかつ ほ ご 生活保護について

すべての国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を保障されています。

しかし、働ける人は働いて、余分な財産・不動産は処分して、親族に援助をお願いしてなど、あらゆる手をつくしても、なお自分たちだけでは生活できないことがあります。そのようなとき、最低限度の生活を営めるよう、その不足分を生活保護法に基づいて援助する制度です。生活保護の申請は日本国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

福祉事務所は、民生委員と協力してあなたのよき相談相手となって、生活に困っている原因を考え、一日も早く自分達の力で生活できるよう援助します。

■ ほ ご しゅるい ないよう 保護の種類と内容

ふじよ しゅるい 扶助の種類	ないよう ひよう たいしやう さだ はんい 内容 (費用・対象は定められた範囲内)
せいかつふじよ 生活扶助	にちじやうせいかつ ひつやう ひよう しよくひ ひふくひ こうねつすいひとう かくしゆかさん 日常生活に必要な費用 (食費、被服費、光熱水費等)、各種加算
じゆたくふじよ 住宅扶助	あぱーと とう やちん ちだい けいやくこうしんりやうとう アパート等の家賃、地代、契約更新料等
きやういくふじよ 教育扶助	ぎ むきやういく う きやうざいだい がっこうきやうしよくひとう 義務教育を受けるための教材代、学校給食費等
いりやうふじよ 医療扶助	しんりやう やくざい せじゆつ ちりやうやうそうぐ いそうひとう やう ひよう 診療、薬剤、施術、治療用装具、移送費等に要する費用
かいごふじよ 介護扶助	きたくかいご ふくしやうぐ じゆたくかいしゆ しせつかいご やう ひよう 居宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護に要する費用
しゆつさんふじよ 出産扶助	しゆつさん やう ひよう 出産に要する費用
なりわいふじよ 生業扶助	こうとうがっこうとう しゆうがく しゆうろう ひつやう ぎのう しゆとくとう やう ひよう 高等学校等の就学、就労に必要な技能の取得等に要する費用
そうさいふじよ 葬祭扶助	そうさい やう ひよう 葬祭に要する費用

■ そうだん しんせいさき はしもとしふくしじむしよ 相談・申請先：橋本市福祉事務所

郵便番号：648-8585

所在地：橋本市東家一丁目3番1号 橋本市保健福祉センター1階 (福祉課)

電話番号：0736-33-3708 (直通)

※業務時間：午前8時30分から午後5時15分まで、土・日・祝日および

12月29日から1月3日を除く。

■ 生活上の義務

生活保護法では最低生活を保障するとともに、自立の手助けをすることが目的とされており、あなたも家庭の人達も常に能力に応じて収入を得るよう努め、お金の使い方に注意し、早く自立できるよう努力しなければなりません。就労阻害要因のある人はそれを無くすよう努力してください。また、自動車の所有や使用については、福祉事務所が容認した場合以外は認められませんが、要件により認められる場合もあります。親族・友人等、他者名義の自動車・レンタカー等の使用も認められません。

■ 届出の義務

次の場合は福祉事務所まですぐに届け出てください。

- ◎住所を変えるとき。 ◎家賃に変更があるとき。 ◎交通事故に遭ったとき
- ◎家族に異動があるとき（出産、死亡、転入、転出、入学、卒業等）
- ◎仕事を始めたり仕事先を変えたりするとき ◎医者にかかるとき
- ◎収入が減ったり増えたりしたとき（例：給与、年金、手当、保険金、仕送り、各種手当等も含む。）

※収入の内容により、認定除外、控除、20歳未満控除、必要経費の認定があります。高等学校等へ就学していてもアルバイト等による収入があった場合も申告を行う必要があります。収入があるにも関わらず申告がなかった場合は不正受給になる可能性があります。

※福祉事務所も課税調査等により収入状況を調査します。

※年に1回以上は収入申告書と資産申告書を提出してもらいます。預貯金や不動産等の資産に関する申告を行っていただきます。

■ 指示等に従う義務

福祉事務所、民生委員や医師からの大切な指導指示には従わなければなりません。もし、この義務に違反したときは保護を変更、停止または廃止されることがあります。

■ 扶養の義務

生活保護法では保護に優先し、3親等内の親族へ扶養の可否を照会することになります。これは、その親族の生活が損なわれない程度に援助できるかどうかを確認することになります。その親族が施設入所者、虐待・暴力の加害者、著しい関係不良等の場合は照会を見送る場合もあります。

■ 罰則規定

不^ふ実^{じつ}の申^{しん}請^{せい}又^{また}は届^と出^で、そ^その他^{ほか}不正^{ふせい}な手^{しゅ}段^{だん}に^より保^ほ護^ごを^うけ^たり又^{また}は他^た人^{にん}を^うけ^させ^たりした者^{もの}は、3年^{ねん}以下^{いか}の懲^{ちやう}役^{えき}又^{また}は100万^{まん}円^{えん}以下^{いか}の罰^{ばつ}金^{きん}に^{しよ}処^せら^れま^す。た^ただ^し、刑^{けい}法^{ほう}に^せい^{じよ}う^があ^ると^きは^{けい}法^{ほう}に^より^ます。

■ 医療について

◎必ず生活保護法による指定を受けた医療機関で受診してください。

指定を受けていない医療機関で受診した場合は、全額自己負担になります。

◎できるだけ居住地から近距離に所在する医療機関で受診してください。

◎初診時に福祉事務所の発行した意見書が必要になります。受診前に福祉事務所で意見書を受け取るか、来られない場合は連絡してください。

◎継続して受診している場合でも次のときは意見書または連絡が必要です。

○通院が一月以上あいたとき ○退院後初めて外来で受診するとき

○外来受診により入院するとき ○転院するとき

◎同じ病気(ケガ)で2つ以上の医療機関で受診したり、同じような効能の薬を異なる医療機関で受け取ったりした場合の医療費については自己負担となります。重複処方を防ぐためにも、お薬手帳を持参して受診してください。

◎入院、退院、転院等があった場合は、福祉事務所に報告してください。

◎歯科治療は歯科医師の指示に従い、特別な事情がない限り治療するまで、同じ歯科医院に必ず通院してください。

◎処方される薬については、医師の指示が無い限り原則ジェネリック医薬品(後発医薬品)を利用してください。効果効能は先発医薬品と同等です。

◎保護開始日からは国民健康保険証及び後期高齢者医療被保険者証を使用できませんので、速やかに市役所保険年金課に返還してください。社会保険証は生活保護受給中でも使用できます。

◎治療材料や施術、移送の給付には要件があるため事前に相談してください。

■ その他の注意

◎届出が遅れた場合、間違っ^{ちが}って届出をしたため保護費を余分に受けた場合は、返還しなければなりません。

◎急迫の場合で生命保険、車、財産等資産があるにもかかわらず保護を受けたときは、その資産を処分した後、受給した保護金品の範囲内で返さなければなりません。

◎保護費を計画的に使うって生活してください。ギャンブル等で浪費しないようにしてください。生活保護を受けている間に、新たに借金をすることは収入としてみなされます。また、生活保護費を借金の返済に充てることも生活保護の主旨に反することになるため、借金はしないでください。

◎児童福祉法、老人福祉法、児童手当法等の他法他施策の活用を図る必要があります。

■ 最後に

生活保護については、その制度上、個人の暮らしに関することを取扱っており、福祉事務所、民生委員は秘密の保持に細心の注意をはらっています。分からないこと、困ったことがありましたら相談してください。

■ 備考

(1) 保護の決定等に不服があるときは、決定を知った日の翌日から起算し3か月以内に知事に対し審査を請求することができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

(2) 上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する時は、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。

②決定、決定の執行又は手続きの続行により著しい損害をさけるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記については外国籍の人には適用されません。

(3) NHK放送受信料については免除制度がありますので、手続きをされる人は福祉事務所に申し出てください。

※令和5年12月